

(2) 計画事業に係る事後評価について

計画事業に係る事後評価記載様式（初年度）

I 総合評価

地域の主体的な取組みと創意工夫による公共交通の活性化・再生を通じ、個性豊かで活力に満ちた地域社会実現に寄与するために適切な事業を選び出し、当該事業を本格実施する環境を整備するための検討を行ったか。

実証運行まで10回の協議会を開催し、公共交通に関するアンケート結果等から協議した結果、高齢化が進む一宮町の早急な対策として、まずは高齢者を中心に買物や通院の交通手段が必要と考え連携計画【事業1】にある、交通事業者に委託する「ドアtoドア」のデマンド交通実証運行を計画しました。

この計画について、平成22年2月にパブリックコメント、住民説明会を行ないましたところ、現在ある「にこにこサービス」（高齢者を対象に月4回まで通院について無料で送迎するサービス）を残してほしい、今の親切な運転手さんを残してほしいとの意見があり、その後も町に相談者が同じ意見を持ってきました。

そのため、一宮町は市町村運営有償運送で実証運行することについて検討し、町内のバス・タクシー事業者と協議したところ、快く承諾を頂きましたので、千葉運輸支局に相談しましたが、登録の対象が「市町村運営有償運送（交通空白輸送）にあつては、路線を定めて行うものとする。」となっており、「ドアtoドア」はこの市町村運営有償運送では難しい結論となりました。

高齢化している一宮町では、高齢者を中心とした交通手段がまず必要であり、それには「ドアtoドア」は必須と考え、平成22年秋からの実証運行を、「ドアtoドア」のできる「にこにこサービス」を拡大した、「新にこにこサービス」を行なえば、現在の運転手さん達にもお願いできるし、経費も節減でき将来の存続性も高められると考え、《地域公共交通活性化・再生総合事業》の実証運行を、外出支援事業「新にこにこサービス」としました。実証運行期間は平成22年10月1日から、平成25年9月30日までの3年間を考えています。

II 計画事業の実施

① 事業計画に位置づけられた事業が適切に実施されたか。事業計画に位置づけられた事業が事業計画どおりに実施されなかった場合には、適切な理由等が明らかにされているか。

連携計画【事業1】として、「主に高齢者を対象として、通院や買物の際にドアtoドアで利用できるデマンド交通を、一宮町全域で試験運行する」と計画しており、平成22年10月1日より、65歳以上の住民と身体障害者を対象として、町内全域を月4回まで無料で送迎する予約制乗合タクシー（ドアtoドア）を「新にこにこサービス」と称して実証運行しています。

<p>Ⅲ 具体的成果</p>
<p>① 定められた評価方法・評価基準にしたがって、評価事項について事業を評価したか。その際、事業の効果・影響とそれ以外の効果・影響を分離して評価したか。</p>
<p>実証運行について、毎月利用者の年齢、性別、目的地、乗合回数等を把握し、地域住民や利用者のアンケートにより検証を行ないました。</p>
<p>② 実施した事業が地域公共交通に関する目標を達成するために適切な事業であるかどうかを検証したか。</p>
<p>協議会では「高齢者等が安心して外出できる交通手段の確保」を目標1としてあげており、今回の試験運行について、毎月利用者の年齢、性別、目的地、乗合回数等を把握し検証しました。その結果、これまでの「にこにこサービス」に比べ、「新にこにこサービス」の登録者、利用者は別添のとおり増加しており、現在までのところ目標を達成するために適切な事業であると思われます。</p>

※参考資料 新にこにこサービス運行状況

<p>Ⅳ 自立性・持続性</p>
<p>1 事業の本格実施に向けての準備</p>
<p>① 実施した事業を翌年度実施するにあたって問題点があるかどうかを検証したか。</p>
<p>これまでの「にこにこサービス」に比べ、「新にこにこサービス」の登録者、利用者は別添のとおり増加しているが、まだ実証運行期間が短いため、今後もこのまま続けて検証していきます。</p>
<p>② 実施した事業について利用者数が想定をかなり下回るなど効果が現れていない場合には、翌年度事業を実施するにあたって必要な見直しを行っているか。翌年度も同じ事業を実施する場合には、適切な理由等が明らかにされているか。</p>
<p>一定の効果が表れているが、より多くの住民に利用してもらうなど、さらに効果をあげるため、一部見直すことが必要な場合は見直しをしていきます。</p>
<p>2 事業の実施環境</p>
<p>① 当該事業の翌年度実施のための財源について検討を行い、財源の目処がついたか。</p>
<p>実証運行実施にあたって計画事業による国費の他、町からの財政支出によるということで、平成23年3月議会に、平成23年度予算案を提出し、町議会に審議してもらうことになっています。</p>
<p>② 住民等による自主的な利用促進、啓発等の活動や協賛金拠出への協力等当該事業を翌年度実施する環境を整備しているか。</p>
<p>老人クラブには、積極的にアンケートに協力頂いており、今後も周知等に協力を頂きたいと考えています。</p>
<p>③ 当該事業の本格実施のための財源について検討を行ったか。</p>
<p>町で検討をしています。</p>

<p>V 住民の参加等による地域関係者の実質的な合意形成</p>	
<p>① 協議会における審議事項が明確に定められ、計画事業の進め方、実施状況について審議される体制となっているか。</p>	<p>平成21年2月13日に開催された第一回協議会において、協議会規約が定められ、連携計画の事業実施について所管する旨、明記しており、事業スケジュールを協議会で示し、調査についても進捗各段階において、その都度適切に協議会を開催し、進め方、実施状況について審議を行っています。</p>
<p>② 協議会に住民が参加したり、住民の意見が反映される仕組みが設けられているか (公募制、住民意向調査等の実施が協議会の運営要領において定められているか。)</p>	<p>協議会の規約に委員として住民からの公募及び町内関係団体代表者を規定し、協議会には町民代表公募委員5名、町内関係団体代表者委員4名、町内在住学識経験者委員1名が委員になっており、町内在住者委員が委員数の多数を占め、連携計画案に対しての住民説明会やパブリックコメントの実施、試験運行開始前の住民説明会を行ないました。また、試験運行開始後は、利用者、利用要件を満たした未利用者、65歳未満の利用要件を満たさない者を対象としたアンケートを実施しました。</p>
<p>③ 計画事業を実施するにあたって協議会が適切に開催されているか。</p>	<p>協議会規約の中で連携計画の事業実施について所管する旨、明記しており、事業スケジュールを協議会で示し、調査についても進捗各段階において、その都度適切に協議会を開催し、進め方、実施状況について細かな審議を行っています。</p>
<p>④ 協議会の議事が傍聴、議事録や関係資料の公開等によって適切に開示されているか。</p>	<p>協議会の協議結果について毎回一宮町のHPに出席者、資料、議事録等を詳細に掲載するとともに、町広報誌にもその都度掲載し、広く一般に開示を行っています。</p>
<p>⑤ 地域公共交通に関する目標を達成するために適切な事業を翌年度実施することについて地域関係者の実質的な合意が形成されたといえるか。</p>	<p>協議会には国、県、町及び町民や公共交通事業者の各関係代表者が委員として選定されており、ここで翌年度事業について説明を行なう予定である。</p>

* 必要に応じて、参考資料を添付して下さい。